

# 和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（改定版） 概要

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）や同法に基づく国の基本方針の内容を受けて、各関係機関と連携しながらDV防止及び被害者の保護を図るため、県の方向性を決める基本計画として平成18年3月に策定。前回の改定は平成21年4月。

<p><b>◆改定の背景</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV防止法の改正及び「基本方針」の改定</li> <li>・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定</li> </ul>	<p><b>◆計画の期間</b></p> <p>5年間 (令和6年度～令和10年度)</p>	<p><b>◆施策の方向性</b></p> <table border="1"> <tr> <td>基本目標1</td> <td>1) 教育啓発の充実 2) 市町村基本計画策定の促進</td> </tr> <tr> <td>基本目標2</td> <td>1) 被害者の早期発見と相談の勧奨 2) 相談体制の充実 3) 職務関係者に対する研修 4) 相談員に対するケアの充実 5) 民間の支援者の育成 6) 苦情の適切な処理</td> </tr> <tr> <td>基本目標3</td> <td>1) 一時保護体制の充実 2) 保護命令制度の利用</td> </tr> <tr> <td>基本目標4</td> <td>1) 新たなくらしのための支援 2) 被害者のこどもへの支援 3) 施設における自立支援</td> </tr> <tr> <td>基本目標5</td> <td>1) 関係機関等相互の連携 2) 民間団体等との連携</td> </tr> </table>	基本目標1	1) 教育啓発の充実 2) 市町村基本計画策定の促進	基本目標2	1) 被害者の早期発見と相談の勧奨 2) 相談体制の充実 3) 職務関係者に対する研修 4) 相談員に対するケアの充実 5) 民間の支援者の育成 6) 苦情の適切な処理	基本目標3	1) 一時保護体制の充実 2) 保護命令制度の利用	基本目標4	1) 新たなくらしのための支援 2) 被害者のこどもへの支援 3) 施設における自立支援	基本目標5	1) 関係機関等相互の連携 2) 民間団体等との連携
基本目標1	1) 教育啓発の充実 2) 市町村基本計画策定の促進											
基本目標2	1) 被害者の早期発見と相談の勧奨 2) 相談体制の充実 3) 職務関係者に対する研修 4) 相談員に対するケアの充実 5) 民間の支援者の育成 6) 苦情の適切な処理											
基本目標3	1) 一時保護体制の充実 2) 保護命令制度の利用											
基本目標4	1) 新たなくらしのための支援 2) 被害者のこどもへの支援 3) 施設における自立支援											
基本目標5	1) 関係機関等相互の連携 2) 民間団体等との連携											
<p><b>◆計画の位置づけ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV防止法第2条の3第1項に基づく県の基本計画</li> <li>・市町村等関係機関や民間の支援団体と相互に連携し、施策の推進に取り組むための計画</li> <li>※県の長期総合計画や男女共同参画基本計画、困難な問題を抱える女性支援基本計画（仮称）と整合性を図ります。</li> </ul>												
<p><b>◆目指すべき方向</b></p> <p>「配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本目標1 ⇨ 暴力を許さない意識の醸成</li> <li>基本目標2 ⇨ 安心して相談できる環境づくり</li> <li>基本目標3 ⇨ 安心して安全な保護の実施</li> <li>基本目標4 ⇨ 自立に向けた支援の実施</li> <li>基本目標5 ⇨ 関係機関等との連携</li> </ul>												

## ◆前回の改定からの主な変更点

1	<p>計画の期間を明確に記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無期限（未記載）→ 5年間（R6～R10）</li> </ul>
2	<p>章・項目の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他府県なども参考に、3章編成から4章編成にし、項目を整理</li> </ul>
3	<p>「計画の趣旨」の修正</p> <p>以下のような事例もあり得ることを明記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面前DVなどの児童虐待、デートDVや同性カップル間の暴力がある</li> <li>・被害者には男性、外国人、障害者などの場合がある</li> <li>・暴力の形態は、身体的・精神的・経済的・性的なもの等多様な形がある</li> </ul>
4	<p>困難女性支援法に基づく修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県基本計画との関係等についての記載を追加</li> <li>・「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「婦人相談員」を「女性相談支援員」に変更</li> </ul>
5	<p>最新の基本方針に基づく修正・追記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層への教育啓発に関する記載を追加</li> <li>・加害者プログラムの実施の推進等に関する記載を追加</li> <li>・通報者や被害者の個人情報の取り扱いについて追記</li> <li>・性別を限定しない記載への修正</li> <li>・各取組を最新時点へ更新</li> <li>・保護命令制度の拡充に伴う記載の修正</li> <li>・法定協議会について記載（ネットワーク会議を法定協議会の場とする）</li> </ul>

など